

## 町営若者住宅の入居者募集

この住宅は「将来ご自分の住宅を取得し、町に永住していただくための第一歩になれば」と一般的な住宅よりも低額な家賃設定とした賃貸住宅です。

### 〔申込資格〕

- ①奥多摩町内に住所または一定の勤務場所がある方、もしくは住宅使用により奥多摩町に住所を確実に登録できる方。
- ②世帯主の年齢が40歳以下の夫婦または50歳以下の方で子ども（中学生以下）がいる世帯。
- ③入居期間は原則として、世帯主の年齢が30歳以下の場合は12年以内、40歳以下の場合は10年以内、50歳以下の場合は7年以内となります。

〔申込受付期間〕10月7日（金）から11月1日（火）まで

〔物件〕町営若者住宅（小丹波第1）

奥多摩町小丹波627番地（JR青梅線古里駅徒歩3分）

建物：木造2階建、集合住宅タイプ 2LDK（床面積：74.88㎡）

募集戸数：1戸

住宅使用料：戸建タイプ 30,000円/月

共益費：500円/月 駐車場使用料：3,000円/月（1世帯1台まで使用可）

〔入居予定日〕令和4年11月中旬以降

〔申込書配布場所〕若者定住推進課（役場1階）・古里出張所（子ども家庭支援センター）

### 〔注意点〕

- \*いずれの住宅等についても申込者が定員を超えた場合は、奥多摩町選考基準により決定します。
- \*募集要項および申込用紙については、町ホームページでも掲載しています。
- \*申し込み資格については、様々な条件がありますのでよくお確かめください。

※問い合わせは、若者定住推進課 ☎83-2310

### 年金のお知らせ

◇納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和4年1月から令和4年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族（配偶者やお子さんなど）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受ける

ためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する領収証書などの添付が必要となります。

このため、令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

また、令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方には、翌年の2月上旬に送られる予定です。国民年金は税法上とても有利な制度です。

保険料は納め忘れのないよう納めましょう。

※問い合わせは、青梅年金事務所 ☎30-3410  
住民課 ☎83-2182